



自治委員

学生自治会の活動は、各クラスから選出していただく「自治委員」の存在なくしては成り立ちません。このページでは、自治委員の詳細についてご説明します。



自治委員の選出

学生自治会からは各クラスに対して「自治委員」（任期2年）2名の選出をお願いしています。自治委員の皆さんには自治委員会に参加していただくほか、1年生はクラス単位での投票となる正副自治会長選挙の実施の手伝いなどをさせていただきます。やや負担が重い業務もありますので、自治委員以外の方でも自治委員の方が大変そうな場合は積極的に手伝っていただけるとありがたいです。

▶選出方法

規約によれば自治委員の選出方法は各クラスに委ねていますが（第26条）、例年であれば多くのクラスではオリ合宿の際に選出されます。今年はオリ合宿がありませんので、オリ旅行やプレオリエンテーション、初回の第二外国語の授業の前後に選出していただくことになります。



自治委員の主な業務

▶自治委員会への参加

自治委員会は、本会の最高議決機関であり、自治委員が全員参加する国会のような組織です。その会議では、**学生生活全般や自治会運営に関わる重要議題が審議され、学生の生の声を自治会を通じて大学に届けることができます。**

今年度は、5月18日、6月29日、10月26日、12月21日の年4回、水曜日の5限後に対面で開催する予定です。

議案は当会の公式Webサイトから確認できます。会議は傍聴できますので、自治委員以外でも興味がある人はぜひ来てください。また、自治委員でない会員の皆さんでも、5人以上の署名があれば議案を提出できます。

▶クラス内の要望を集約・議論

自治委員は、授業や学生生活に関わる問題をクラスから汲み取り、自治会執行部と共有します。

逆に、執行部が提示する問題意識をクラスに伝え、議論を深め、意見を聴くことも自治委員の職務です。

また、自治委員会などではクラスを代表して課題を共有し議論します。自治委員が主体となって執行部を動かし、大学に学生生活の改善を求めることも可能です。

▶クラスへの諸連絡

自治会では、年に2回、学生の代表である正副自治会長の選挙が行われます。投票自体は昨年度から電子化されましたが、自治委員には投票の呼びかけをお願いしています。

また、執行部が行うアンケートなどのクラスへの共有も自治委員の大切な職務の一つです。

▶役員報酬

このような自治委員の職務は、学生生活の向上や自治会の運営にとって必要不可欠なものばかりです。自治会を支える自治委員には、その職務に正当な役員報酬をお支払いいたします。詳細については4月末に行われる自治委員オリエンテーションでご説明いたします。

いずれの業務についても実施の前には必ず十分な説明がなされますので、心配はご無用です。興味のある方はお気軽に自治委員に立候補していただければ幸いです。



自治委員にできること

自治委員は、クラスの代表であるとともに、自治委員会は自治会の最高機関の一つです。

自治委員は自治会を変え、ひいては大学を変える潜在的な能力を持っています。

学生生活の中のどんな些細な問題だろうと、どんなに取り組みがたい問題だろうと、自治委員会を通じて変えていくことができます。

▶実際の事例：自治委員会の成果

実際に、自治委員会への議案提出を通じて問題解決に至ったケースが存在します。

コロナ禍に入ってオンライン授業が中心になり、キャンパス内の教室におけるインターネット環境や、大学の所有する学生宿舎のインターネット環境はコロナ禍以前とは比較にならないほど学生にとって重要なものとなりました。

このような状況の中で、2021年6月23日に行われた第142期自治委員会第3回会議において「東京大学教養学部 WiFi 環境の改善を求める決議案」が学生（会員）の連名によって提出され可決されました。

これを元に出された要望書が一助となって、駒場 I キャンパスでは新たに第二体育館やコミュニケーションプラザ北館3階などでUTokyoWiFiが整備されました。

また、学生宿舎である目白台インターナショナルビレッジ・駒場ロジにおいて、2021年度中に各居室でのUTokyoWiFiの利用が可能になりました。

このように、自治委員会への議案提出や、自治委員会での意見表明によって、学生生活をより良いものへと変えていくことができます。議案提出の方法については自治委員会前にお知らせいたしますが、今から議案を提出したいという方や、自治委員会について詳しく知りたいという方は、本会メールアドレス (komaba@todaijichikai.org) へお気軽にご連絡ください。

